

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月21日

長野県北信地方事務所長 窪田修治

**1 入札の目的**

建設工事の請負契約

**2 工事名**

北信合同庁舎ハロゲン化物消火剤貯蔵容器取替工事

**3 工事箇所名**

長野県北信合同庁舎

**4 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 消防施設工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 北信地方事務所又は長野地方事務所管内に本店を有していること。

**5 工期**

契約締結の日から平成23年6月30日まで

**6 関係図書等の縦覧期間及び場所等**

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を、平成23年2月21日（月）から平成23年2月28日（月）まで次の場所において縦覧に供します。

中野市大字壁田955

長野県北信地方事務所地域政策課

電話 0269（23）0200

**7 入札手続等**

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月4日（金）午後2時

イ 場所 長野県北信合同庁舎 202・203号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成23年2月28日（月）午後5時までに上記6の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**(7) 入札の無効**

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

**(8) 契約書作成の要否**

必要とします。

**(9) 落札者の決定方法**

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

**8 その他**

詳細は、入札説明書によります。

**管財課**

**公告**

長野市による中条地区宮平換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供します。

平成23年2月21日

長野県長野地方事務所長 小林守夫

**1 縦覧に供する書類**

換地計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成23年2月22日から平成23年3月22日まで

**3 縦覧の場所**

長野市中条支所

**農地整備課**

**公告**

下水内郡栄村による志久見地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年2月21日

長野県北信地方事務所長 窪田修治

**1 縦覧に供する書類**

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成23年2月22日から3月22日まで

**3 縦覧の場所**

下水内郡栄村役場

**農地整備課**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月21日

長野県北信保健福祉事務所長 白井祐二

**1 入札に付する事項****(1) 調達をする役務**

長野県飯山庁舎清掃等業務委託

**(2) 役務の特質**

長野県飯山庁舎及びその構内の清掃作業等

**(3) 履行期間**

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

**(4) 履行場所**

飯山市大字静間1340-1

長野県飯山庁舎及びその構内

**(5) 入札方法**

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により建築物における清掃を行う事業について、長野県知事の登録を受けている者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。

(6) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

飯山市大字静間1340-1

長野県北信保健福祉事務所 総務課

電話 0269 (62) 3105

**4 入札手続等****(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

**(2) 入札及び開札の日時及び場所**

ア 日時 平成23年3月10日（木）午前11時

イ 場所 長野県飯山庁舎 2階201号会議室

**(3) 郵送による入札の可否**

郵送による入札は、受け付けません。

**(4) 入札者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年3月3日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

**(5) 入札保証金**

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**(6) 契約保証金**

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**(7) 入札の無効**

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

**(8) 契約書作成の要否**

必要とします。

**(9) 落札者の決定方法**

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

**5 その他**

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信保健福祉事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

**健康福祉政策課**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月21日

長野県木曽建設事務所長 石井杉男

**1 入札に付する事項****(1) 調達をする役務**

水防情報システム及び土砂災害監視施設の保守点検業務

**(2) 役務の特質**

入札説明書によります。

(3) 履行期間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
(4) 履行場所	長野県木曾建設事務所管内
(5) 入札方法	価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当する者であることとします。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。	
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。	
(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。	
(4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者、又は電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定による総務大臣の登録を受けた点検事業者であること。	
(5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。	
3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先	木曾郡木曾町福島2757-1 長野県木曾建設事務所 総務課 電話 0264(25)2237
4 入札手続等	<p>(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成23年3月10日（木）午前11時 イ 場所 長野県木曾合同庁舎 501会議室</p> <p>(3) 郵便による入札の可否 郵便による入札は、受け付けません。</p> <p>(4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年3月3日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。</p> <p>(5) 入札保証金</p>

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

#### 5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県木曾建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

砂防課

#### 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成23年2月21日

長野県公安委員会

#### 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、獣銃又は空気銃を所持する者を除く。）

#### 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
4月24日（日）	午前10時から午後4時まで	佐久会場	佐久市佐久平駅南4-1 佐久勤労者福祉センター 第5会議室	60名

## 3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成23年2月21日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
4月13日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市若里7丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター 第1会議室	60名
4月20日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	岡谷会場	岡谷市中央町1丁目11番1号 岡谷市生涯学習センター 多目的ホール	70名
4月27日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	木曽会場	木曽郡木曽町日義4898番地37 木曽文化公園文化ホール 第2会議室	70名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

平成23年4月10日執行予定の長野県議会議員一般選挙の立候補手続等に関する説明会を、次のとおり開催します。

平成23年2月21日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

日 時	場 所	参 集 範 囲
3月14日午後1時	長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁講堂	上水内郡選挙区 長野市選挙区 須坂市選挙区 上高井郡選挙区 中野市選挙区 下高井郡選挙区 飯山市選挙区 下水内郡選挙区 千曲市選挙区 埴科郡選挙区
3月15日午後2時	上田市材木町1丁目2番6号 長野県上田合同庁舎講堂	南佐久郡選挙区 上田市選挙区 小県郡選挙区 佐久市選挙区 北佐久郡選挙区 東御市選挙区
3月16日午前9時30分	伊那市荒井3497番地 長野県伊那合同庁舎講堂	上伊那郡選挙区 下伊那郡選挙区 岡谷市選挙区 諏訪郡下諏訪町選挙区 飯田市選挙区 諏訪市選挙区 伊那市選挙区 駒ヶ根市選挙区 茅野市選挙区 諏訪郡富士見町選挙区 及び同郡原村選挙区
3月16日午後2時	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎講堂	木曾郡選挙区 東筑摩郡選挙区 北安曇郡選挙区 松本市選挙区 大町市選挙区 塩尻市選挙区 安曇野市選挙区

選挙管理委員会

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、長野県土地開発公社ほか37団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成23年2月21日

長野県監査委員 浦野昭治  
同 東方久男  
同 柿沼美幸  
同 下村恭

## 財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象年度

監査は、長野県が財政的援助を行った団体等について、平成21年度執行分を基本とし出納その他の事務の執行について実施しました。

## 2 監査対象団体の選定方法及び実施期間

監査は、平成21年度に財政的援助を受けた団体等の中から、過去の監査の実施状況等を踏まえ次の基準により38団体を選定し、平成22年11月16日から同年12月15日までの間に実施しました。

- (1) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 県から1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 県から1,000万円以上の債務保証（借入金の元金又は利子の支払の保証）を受けている団体
- (4) 県から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）

### 3 監査の実施方法

監査は、次の方法により18団体については実地監査を、20団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。
- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

### 4 監査の結果

監査対象団体ごとの監査結果は、次のとおりです。

指導事項は、指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したものです。

検討事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めるものです。

監査を実施した38団体において、指摘事項はありませんでしたが、指導事項は7件6団体（長野県土地開発公社、財団法人長野県長寿社会開発センター、財団法人長野県国際交流推進協会、財団法人長野県農業開発公社、社団法人長野県私立幼稚園協会、池田町商工会）、検討事項は1件1団体（特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会）あり、監査委員の意見22件（11団体）を添えました。

また、所管部局への、指導事項及び検討事項はありませんでしたが、監査委員の意見3件を添えました。

#### (1) 実地監査

監査団体名	長野県土地開発公社			N O . 1		
団体所在地	長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センタービル内					
監査年月日	平成22年11月22日	所管部局	企画部			
監査対象事項	1 出資金（県出資率 100%） 19,000,000円 2 貸付金（長野県土地開発基金貸付金） 4,359,201,533円 3 損失補償（長野県土地開発公社借入金債務保証） 4,216,911,336円					
監査結果	指導事項 土地開発公社経理基準要綱に基づく財務諸表の改善 1 貸借対照表において、満期保有目的以外の有価証券1,699万余円を現金及び預金に含めているのでその旨を注記してください。 2 平成19年度に特別損失として計上し処理した、本社ビル敷地の減損損失1億4,110万余円について財務諸表に注記してください。 3 財務諸表に対する注記である重要な会計方針等を整理してください。 4 附属明細表については、同要綱の様式に準拠し作成するとともに、同様式の「記載上の注意」により摘要、注記を記載してください。					
意見	1 改革基本方針の推進 「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（改訂版）」（平成20年1月18日）において「事業の縮小（機能は存続）」とされ、これに基づきプロパー職員をゼロとすることや、所有建物の売却、建物の空きスペースの賃貸など運営コストの削減等を着実に進めています。引き続き運営コストの削減等「改革基本方針」を推進してください。 2 産業団地用地への対応 平成22年3月末における資産合計131億余円のうち、産業団地分が85億余円となっていますが、時価と比べ53億余円多い金額となっています。現在、県では分譲地のリース制度や企業が必要とする面積に応じて売却するオーダーメード分譲方式などの導入を検討していますので、これに関連した産業団地用地の引渡しに当たっては適切な対応に努めてください。					

監査団体名	社団法人 長野県バス協会			N O . 2
団体所在地	長野市中御所鶴田560-4			
監査年月日	平成22年11月16日	所管部局	企画部	
監査対象事項	補助金（運輸事業振興助成補助金）		30,360,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	決算関係書類等の公表 当協会は、一般乗合旅客運送事業及び一般貸切旅客運送事業を行う者を会員とし、これらバス事業の健全な発展と利用者に対するサービス改善を促進するための事業を行うなど公益性の高い法人です。決算関係書類や事業報告についてホームページに掲載するなど、法人の活動状況を広く一般に公表するよう努めてください。			

監査団体名	日本赤十字社長野県支部			N O . 3
団体所在地	長野市南県町1074			
監査年月日	平成22年11月16日	所管部局	健康福祉部	
監査対象事項	補助金 1 医療提供体制施設整備補助金 2 医療施設施設等整備費補助金 3 がん診療連携拠点病院整備事業補助金 4 医療提供体制推進事業運営費補助金 5 看護師等養成所運営費補助金		879,651,000円 627,512,000円 14,000,000円 32,000,000円 177,279,000円 28,860,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	社会医療法人財団 慈泉会			N O . 4
団体所在地	松本市本庄2-5-1			
監査年月日	平成22年11月18日	所管部局	健康福祉部	
監査対象事項	補助金 1 がん診療連携拠点病院整備事業補助金 2 医療提供体制推進事業運営費補助金		77,083,000円 16,000,000円 61,083,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	財団法人 長野県長寿社会開発センター			N O . 5
団体所在地	長野市若里7-1-7			
監査年月日	平成22年11月18日	所管部局	健康福祉部	
監査対象事項	1 出捐金（県出捐率 65.7%） 2 補助金 ((財)長野県長寿社会開発センター運営事業補助金)		200,000,000円 105,872,000円	
監査結果	指導事項 貸借対照表及び財産目録の是正 各支部における未執行となった預金残高167万余円を未収金に計上していますが、次年度決算から普通預金に含め計上するよう是正してください。			
意見	1 経営基盤の強化 地区賛助会の活動サポーターなどにより賛助会員の新規加入を促進してください。また、シニア大学の学生募集活動の徹底、アンケート調査に基づく魅力あるカリキュラムの編成、再入学制度の周知などにより学生の確保に努めてください。 2 新公益法人会計基準の着実な実施 平成19年度監査において、「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年基準)に準拠した財務諸表の作成に努めるよう指導ましたが、平成21年度決算まで従前の基準のまま作成されています。平成22年度において、新たな公益法人会計基準に対応した收支予算書が作成されていますので、決算について「公益法人会計基準について」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会。以下「平成20年基準」という。)を着実に実施してください。			

監査団体名	特定非営利活動法人 長野県障がい者スポーツ協会			N O . 6
団体所在地	長野市下駒沢586 長野県障害者福祉センター内			
監査年月日	平成22年11月24日	所管部局	健康福祉部	
監査対象事項	補助金（障害者スポーツ振興事業補助金）			35,619,524円
監査結果	<p>検討事項 補助対象全体の予算書及び決算書の作成 障害者スポーツ振興事業補助金交付要綱で定める収支予算書及び収支決算書について、補助対象額全体の収支を記載してください。</p>			
意見	<p>1 貸借対照表及び財産目録の監査、承認 貸借対照表及び財産目録は、定款第50条の規定により、監事の監査を受け総会の承認事項となっていますが、監事の監査もなく総会の承認を受けていませんので改善してください。</p> <p>2 会計規程の見直し 貸借対照表及び財産目録が決算書類となっていない（第29条）、会計年度所属区分（第5条）、出納の閉鎖（第6条）等不用な条項がある、財産管理に関する条項が不備となっている等是正すべき点が多く見受けられますので、全面的に見直してください。</p> <p>3 特定非営利活動促進法第29条の規定により提出する書類の改善 (1) 収支計算書において、補助金収入を事業収入に含めず、補助金と表示してください。 (2) 貸借対照表及び財産目録において、県障害者スキー大会委託費等91万余円を未収金に、県補助金の額の確定に伴う返納額175万余円を含む560万余円を未払金にそれぞれ計上してください。 (3) 計算書類に対する注記を記載してください。</p>			

監査団体名	阿南町商工会			N O . 7
団体所在地	下伊那郡阿南町東條44-1			
監査年月日	平成22年11月17日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）			36,646,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	<p>1 商工会経理基準に基づく決算書類の改善 (1) 貸借対照表の引当資産と引当勘定は、対照勘定として同一金額で表示されるべきですが、引当勘定4,262万余円に対し引当資産が3,762万余円と500万円不足しています。その結果、次期繰越収支差額424万余円に対し流動資産と流動負債との差額は924万余円と500万円多くなっています。引当資産を期中に預金として利用し期末に戻さなかったことなどが要因となっていますので、次年度以降正しい会計処理を行ってください。</p> <p>(2) 貸借対照表の対照勘定科目において、引当資産が「会館維持引当他」となっていますが、「会館維持引当預金」、「運営資金引当預金」と科目を列記するとともに、引当勘定についても「会館維持引当金」、「運営資金引当金」に区分し列記してください。また、財産目録も同様に区分列記してください。</p> <p>2 事務処理規程の見直し 毎月における締切日と支払日が事務処理規程第24条に規定されていません。実態に即して定めるとともに、規定どおりに事務処理を行うよう改善してください。</p> <p>3 使用見込みのない器具備品の処分 平成元年に購入したパソコン等使用見込みのない備品が見受けられます。器具備品台帳と現品とを照合し、不用なものは所定の手続の上処分してください。</p>			

監査団体名	安曇野市商工会			N O . 8
団体所在地	安曇野市豊科4289-1			
監査年月日	平成22年11月18日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）			88,706,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	上田商工会議所			N O . 9
団体所在地	上田市大手1-10-22			
監査年月日	平成22年11月18日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金 1 小規模事業経営支援事業費補助金 2 チャレンジ起業相談室事業費補助金			72,293,500円 69,358,000円 2,935,500円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	飯田商工会議所			N O . 10
団体所在地	飯田市常盤町41			
監査年月日	平成22年11月16日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金 1 小規模事業経営支援事業費補助金 2 チャレンジ起業相談室事業費補助金			100,861,941円 97,971,000円 2,890,941円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	1 内部統制制度の徹底 平成20年5月の不祥事を契機に再発防止に取り組んでいますが、収入、支出、財産管理等に係る書類の作成及び決裁手続並びに新たなチェック体制の実態に合わせて事務処理規程を整備するとともに、モニタリングを徹底してください。また、経理規程では経理責任者と出納保管責任者が同一人となっていますので改正してください。 2 商工会議所会計基準に基づく決算書類等の改善 (1) 積立金明細表及び固定資産明細表を作成してください。 (2) 決算書類に対する注記をしてください。 (3) 貸借対照表において、発生主義会計による未収金、未払金、預り金を正しく計上してください。 (4) 貸借対照表において、建物、建物附属設備及び土地はそれぞれ一括して計上し、什器備品車両は車両運搬具と什器備品に区分して計上してください。 (5) 貢産目録の固定負債5,457万余円については、勘定科目と摘要を記載してください。			

監査団体名	長野県商工会連合会			N O . 11
団体所在地	長野市中御所岡田131-10			
監査年月日	平成22年11月17日	所管部局	商工労働部	
監査対象事項	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）			226,833,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	商工会経理基準に基づく決算書類の改善 1 一般会計の貸借対照表の引当資産と引当勘定は、対照勘定として常に同一金額で表示されるべきですが、引当勘定1億709万余円に対し引当資産は7,145万余円と3,564万余円不足しています。その結果、次期繰越収支差額650万余円に対し流動資産と流動負債との差額は4,215万余円と3,564万余円多くなっていますので、次年度以降正しい会計処理を行ってください。 2 普通預金口座について、流動資産と引当資産とを明確に区分して管理してください。 3 会計間の資金移動の勘定科目である繰入金及び繰出金は、対応科目として同額が表示されるべきところ、一般会計収支計算書では収益事業特別会計からの繰入金2,810万余円が計上されていますが、収益事業特別会計損益計算書ではこれに見合う支出額が繰出金として計上されていません。次年度以降正しい会計処理を行ってください。 4 一般会計の有形固定資産の減価償却の有無について、公益法人会計基準に準じた注記をしてください。			